

鳥取県告示第475号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成24年7月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	廃止年月日
有限会社和企画	倉吉市幸町532-1	ヘルパーステーション望	倉吉市丸山町476-3	平成24年6月1日
〃	〃	デイサービスセンター笑	〃	平成24年6月3日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	廃止年月日
有限会社和企画	倉吉市幸町532-1	ヘルパーステーション望	倉吉市丸山町476-3	平成24年6月1日
〃	〃	デイサービスセンター笑	〃	平成24年6月3日